

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月27日(金) 午前9時00分から10時20分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	2番推進委員	10番推進委員
2番委員	9番委員	3番推進委員	11番推進委員
3番委員	10番委員	4番推進委員	12番推進委員
4番委員	11番委員	5番推進委員	13番推進委員
5番委員	12番委員	7番推進委員	14番推進委員
6番委員		8番推進委員	15番推進委員
		9番推進委員	

4. 欠席委員(2人)・欠員(1名)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1番委員 2番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更申出」

に係る意見決定について

議案第4号「農業振興地域整備計画(用途変更・除外・編入)申出に

係る意見決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時

事務局長 みなさんおはようございます。
只今より、令和7年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 改めまして、おはようございます。
季節もかなり過ごしやすくなり、朝晩も少し冷え込みますが、体調に気を付けながら活動をしていただきたいと思います。また、インフルエンザも鹿児島で猛威を振るっているようですので、マスクを付けたり、色々なところで自己防衛をしていただきたいと思います。
それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、1番農業委員と2番農業委員にお願いいたします。
皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1～14ページで、バンク法解約が5件、基盤法解約が45件の合計50件です。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について議

題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の貸借に係る意見決定についてご説明いたします。

17 ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で面積は31,582㎡で利用権を設定する者の数が6人、設定を受ける者の数は6人です。土地の詳細につきましては、資料15ページから16ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。

整理番号1番から15番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る2月19日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は49歳です。

譲渡人 TNさんは、埼玉県富士見市渡戸に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大島字樋掛234番1他3筆で、3筆が田、1筆が畑で、地積は田が1,655㎡、畑が519㎡で4筆合計2,174㎡で、贈与であります。農業従事者は4名で、通作距離は約2kmで、現況は不耕作地です。経営意欲

はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番・3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号2番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人のHYさんは、伊佐市大口平出水に居住し、年齢は54歳です。

譲渡人のNMさんは、鹿児島県霧島市国分福島に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口平出水字新平田588番1で地目は田、地積は1,360㎡で、所有権移転売買です。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

6番農業委員 続きまして、整理番号3番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人MKさんは、伊佐市大口平出水に居住し、年齢は76歳です。

譲渡人NMさんは、鹿児島県霧島市国分福島に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口平出水字新柳北130番1で、地目は田、地積は2,084㎡で、所有権移転売買であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番

農業委員	<p>号4番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。</p> <p>申請人 IRさんは、伊佐市大口大島に居住し年齢は43歳です。</p> <p>譲渡人 ICさんは、大阪府貝塚市東山に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大島字下水流1680番1で、地目は田、地積は452㎡で、所有権移転贈与であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された田です。経営意欲はあり、必要な農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号5番・6番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2番 農業委員	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号5番について、去る2月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。</p> <p>申請人 社会福祉法人Jは、伊佐市大口大田に所在する社会福祉法人です。</p> <p>譲渡人 NYさんは、鹿児島県鹿児島市薬師に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字横手町46番、地目は畑、地積は963㎡で所有権移転贈与(寄付)です。農業従事者は14名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農作業は14名の手作業で行われます。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
2番 農業委員	<p>続きまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号6番について、去る2月22日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。</p> <p>申請人 UYさんは、伊佐市大口小木原に居住し、年齢は48歳です。</p> <p>譲渡人 FKさんは、奈良県生駒郡斑鳩町目安に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口鳥巣字樋掛916番2他2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で1,770㎡の所有権移転贈与であります。農業従事者は3名で、通</p>

作距離は約4km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号7番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 IHさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は56歳です。

譲渡人 KKさんは、鹿児島県始良市加治木町新生町に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口下殿字高田1170番3で、地目は田、地積は413㎡の所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、良く管理された水田です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。IHさんは新規就農ですが、父親が4.5ha程の水田を作っており、20年以上の農業歴があるとのこと。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議長

整理番号8番・9番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請処分決定のうち、整理番号8番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は48歳です。

譲渡人 ITさんは、伊佐市大口里に居住し、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字榎田1245番5で、地目は畑、面積は531㎡で所有権移転贈与であります。ちなみにAMさんとITさんは親子の関係です。農業従事者は2名で、通作距離は5kmで車で約10分で、現況は良く管理された畑で、譲受人は耕作意欲があり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書

類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

1 2 番
農 業 委 員

続きまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請処分決定のうち、整理番号9番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 HF さんは、伊佐市大口牛尾に居住し、年齢は87歳です。

譲渡人 NY さんは、鹿児島県始良市加治木町木田に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字西ノ菌991番2で、地目は畑、面積は302㎡です。所有権移転売買によるものです。農業従事者は4名で、通作距離は約2km、車で約4分の位置にあります。現況は良く管理された畑であり、譲受人は稲作を中心とした農業をしており、経験も十分です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります

議 長

整理番号10番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4 番
農 業 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号10番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 SO さんは、伊佐市大口青木にお住まいで年齢は62歳です。

譲渡人 MM さんは、鹿児島県伊佐市大口里にお住まいの86歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字渡瀬652番1で、地目は田、地積は1,781㎡で所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号11番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3 番 農 業 委 員	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号11番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。</p> <p>譲受人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は66歳です。</p> <p>譲渡人 YMさんは、鹿児島県伊佐市菱刈川南に居住し、年齢は73歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字芋田407番1、407番2、416番3の3筆で、地目は田、地積は4,938㎡で、所有権移転売買であります。農業従事者は4名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された水田です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>整理番号12番・13番について、11番農業委員の報告を求めまます。</p>
1 1 番 農 業 委 員	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号12番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。</p> <p>申請人 KJさんは、鹿児島県始良郡湧水町木場に居住する市外住民です。</p> <p>譲渡人 FTさんは、鹿児島県始良郡湧水町北方に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字掃除尻1679番1で、地目は田、地積は499㎡の所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約10kmで、現況は良く管理された水田です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
1 1 番 農 業 委 員	<p>続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号13番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。</p> <p>申請人 KIさんは、伊佐市菱刈川北に居住し、年齢は82歳です。</p> <p>譲渡人 IAさんは、伊佐市菱刈前目に居住し、年齢は76歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字灰塚2586番1他2筆で、地目は畑、地積は</p>

735 m²の所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号 14 番について、10 番農業委員の報告を求めまます。

10 番
農業委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 14 番について、去る2月 22 日に申請人の父であるNHさん立会いのもと現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。

申請人 NH さんは、伊佐市菱刈川北に居住され年齢は 47 歳です。

譲渡人 AK さんは、鹿児島県始良郡湧水町木場に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字池之上 3920 番 3、地目は田、同じく菱刈川北字寺後 4304 番 2、地目は畑、地積は田が 791 m²、畑が 125 m²、2筆合計で 916 m²で所有権移転売買です。農業従事者は3名で、通作距離はそれぞれ約 500 mで、現況は良く管理された田畑です。経営意欲はあり、農機具はトラクター9台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機2台などを使用されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

なお、田については3反歩1枚の中に他の名義が同じ田んぼと一緒にっており、境界がはっきりしなかったのが本人立ち合いをお願いし、お父さんに立ち合いになっていただき、境界がはっきりしたところでした。ただ、お父さんの言われたことでは、3条申請でも立ち合いをするのか、と言われました。境界がはっきりしなかったのと説明し理解していただいたのですが、お父さんは立会は必要ないのではと思っていらっしゃったので、受付の際などに一言説明するなどしていただけたら、そのような言葉は出なかったのではと思ひました。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号 15 番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1 番

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番

農業委員	<p>号15番について、去る2月26日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。</p> <p>申請人 NMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は57歳です。</p> <p>譲渡人 KTさんは、伊佐市菱刈田中に居住し、年齢は58歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字片手町1052番1で地目は田、地積は585㎡です。現況は良く管理された田で、田中小学校から南東約0.4kmの位置にあります。所有権移転売買です。申請者は借入地18,596㎡を耕作しております。農業従事者は4名で、通作距離は約0.5kmで時間にして約2分の位置にあります。経営意欲はあり、トラクター・田植え機などの農機具は完備されております。周辺地域との関係、及び法令順守などの条件についても問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書など法定書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	<p>長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 賛成多数。よって整理番号1番から15番については許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号16番についてですが、この議案は4番農業委員が譲渡人であり、利害関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>それでは、4番農業委員の退席をお願いします。</p> <p>(4番農業委員退席)</p>
議	<p>長 整理番号16番について、1番農業委員の調査報告を求めます。</p>
1	<p>番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番</p>

農業委員 号16番について、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人 FYさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は82歳です。

譲渡人 TAさんは、伊佐市菱刈市山に居住し、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字狸穴625番、狸穴626番で、地目は田、面積はそれぞれ2,245㎡、1,088㎡、田中小学校の西側1kmにあります。良く管理された田で広い田の中央部分に位置します。所有権移転売買です。申請者は、自作地27,956㎡、借入地10,808㎡、合計111,637㎡で、農業従事者は3名で、通作距離は約1.6km、時間にして5分で、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、トラクターなどの農機具は完備されております。周辺地域との関係、及び法令順守などの条件についても問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号16番については許可が決定いたしました。ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(4番農業委員着席)

議長 4番委員、整理番号16番については許可が決定いたしました。

整理番号17番についてですが、この議案は7番農業委員が申請代理人であり、利害関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、7番農業委員の退席をお願いします。

(7番農業委員退席)

議長 整理番号17番について、5番農業委員の調査報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号17番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人 OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は29歳です。

譲渡人 KTさんは、広島県福山市加茂町字中野に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大島字本町819番4で、地目は畑、地積は999㎡の所有権移転売買です。農業従事者は2名で、通作距離は約4.8kmで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号17番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号17番については許可が決定いたしました。ここで、7番農業委員の入室をお願いします。

(7番農業委員着席)

議長 7番委員、整理番号17番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数17件について、17件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更申出」に係る意見決定について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「地域農業経営基盤強化促進計画の一部変更申出」に係る意見決定について、資料は22ページになります。

伊佐市は農振農用地区域を地域計画区域として定めており、地域計画区域内における農地について、農地転用の申請に伴う農用地利用計画の変更申出(農振除外申出)があったことから、当該区域の地域計画を変更する必要があります。こちらの申請地はこのあと農振除外の議案・農地転用の議案の報告が予定されています。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第3号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第3号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更申出」の意見については決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(農振除外)申出」の意見決定のうち、整理番号1番について、去る2月24日、申請人代理人のT行政書士の立ち合いのもと、12番委員と、1番推進委員、私2番委員の3名で共同調査を行いましたので、2番が報告します。

申請人は伊佐市大口里に居住する、HTさん95歳であります。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2432番2他1筆で、地目は田で、地積

は414㎡で、あゆみ未来こども園から北東へ約230mに位置し、現況は田であります。周囲の状況は東側は宅地、北側は田、西側は田、南側も田で、除外後一般住宅を建築しようと計画されています。この申請は具体的な転用計画があり、周囲は北・西・南側は農地であります。農用地区域外周辺であるため、除外することで農地の集団化、作業の効率化への影響は無いものと思われまます。以上のような理由により、除外は妥当であると判断いたしました。添付書類として農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、ほか必要書類が添付されております。調査の結果、この申請については、3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については意見決定いたしました。
整理番号2番について5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定のうち、整理番号2番について、去る2月24日、申請人のHTさん立会いのもと、8番推進委員、10番推進委員、私5番委員の3名で共同調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口曾木に居住する、HTさんで年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字諏訪原4100番3で、地目は田で、地積は3,035㎡であります。申請地の所在地は川西公民館より南へ500mに位置し、周囲の状況は東側は道路、西側は田、南側は住宅、北側は畑であり、用途区分変更、機械倉庫を建設する内容であります。この申請は、具体的な計画があり、転用において、汚廃水、被害防除が整備される予定です。また、申請地は農用地区分の周辺部であり、用途区分変更により周囲の農地に与える影響は軽微なものと思われまます。用途区分変更後の申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、転用目的は農業用施設の建設のため、転用可能と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、位置図、現状計画配置図などが添付されております。以上のことから、除外はやむを得ないと判断いたしました。委

員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号2番については意見決定いたしました。
議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)申出」の意見決定について、申請件数2件について2件が意見決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号1番につきまして、去る2月24日に、申請代理人
の T行政書士 立ち合いのもと、8番推進委員、10番推進委員、私5
番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私5番委員が報告いたしま
す。

譲受人は東京都千代田区神田須田町 株式会社N で一般法人であります。

譲渡人は伊佐市大口金波田に居住する ON さんです。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。パネル枚数152枚です。申請地は伊佐市大口曾木字馬場970番外1筆、地目は田、地積は1,351㎡であり、所在地は、愛の郷めぐみから南に1kmに位置しており、南側は道路、東側は原野、北側は田、西側は宅地であり、周囲に与える影響は無いと思われ
れます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いた

します。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る2月24日に、申請人の代理人 T行政書士 立ち合いのもと、12番委員、1番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口里に居住する SY さんで、年齢は36歳であります。

譲渡人は伊佐市大口里に居住する HT さんで年齢は95歳であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅として利用となっております。申請地の所在地は、伊佐市大口里字羽祢田島2432番2他1筆、地目はともに田、地積は414㎡であります。農地区分は第1種農地となっておりますが、集落接続施設であるため問題ないと思われま。申請地の所在地はあゆみ未来こども園から北東約230mに位置しており、南側は田、東側は宅地、北側も田、西側も田であり、周囲に与える影響は無いと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る2月24日に、申請人の代理人 T行政書士 立ち合いのもと、2番委員、1番推進委員、12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私12番委員が報告いたします。

賃借人は京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町に所在する K株式会社で一般法人であります。

貸与人は福岡県福岡市中央区平尾に居住する TS さんで市外住民です。

本申請は地上権設定で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は伊佐市大口大島字ツクミ田1027番、地目は畑、面積は1,018㎡であり、所在地はJA北さつま大口農機具センターから西に500m位に位置し、東側は宅地、西側は里道、南側は宅地、北側も宅地で、周囲に与える影響は無いと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、設備の撤去に関する同意書が提出されており、調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号4番につきまして報告いたします。去る2月24日
に、申請人 I 有限会社 代理人 M行政書士 立ち合いのもと、4番委員、
15番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、
私1番委員が報告いたします。申請人 I 有限会社 は伊佐市大口宮人に
所在する一般法人であります。

譲渡人 IH さんは大阪府東大阪市瓢箪山町に居住する市外住民で
す。

申請地は伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番330他2筆で、地目は畑、地積
は3,962㎡。転用目的は植林、現況は716番563は畑、0.6～1m位草原
の中に竹や灌木が散在し、耕作放棄地になっています。716番562・330
は耕作者は不明ですが、綺麗に耕耘された1枚の畑になっていました。耕
作者については、利用権設定などの権利設定などもなく、またM行政書士
を通じて所有者のIさんに確認しましたが、心当たりがないとのことでした。
後々のトラブル防止のために、耕作者を確認することが必要ですが、
今回手がかりもなく、今回の申請は了解するにやむなしと判断いたしました。
所有権移転売買です。申請人は国有林民営林の各種事業を手掛けるほ
か、林産物の生産や販売も行います。今回の計画は、クヌギ820本を2.2
m間隔で植栽することになっております。所在地は羽月小学校の南南西2
km程に位置し、北側は道路を挟んで太陽光発電設備と小屋、西側は山林、
南側、東側も山林です。716番562と716番563の間に設置されている太
陽光発電設備への影響は、植栽間隔は2.2mであり樹高が低いため最小限
に抑えられていると思われれます。添付書類として、全部事項証明書、地積
図、事業計画書、クヌギの植林配置図、鹿児島銀行残高証明、履歴事項全
部証明、転用に関する誓約書、被害防除計画書・誓約書、汚廃水処理確約
書、M行政書士宛ての委任状が提出されています。調査の結果、この申請
については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委
員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わ
ります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

4 番 現地調査に、私も立ち合いにいきましたが、今言われた通りですが、あ
農 業 委 員 とで事務局で確認調査をどの位したのか、どのようにして判らなかつたの
か教えていただけないですか。

事 務 局 昨日1番委員の方から、事情をお聞きしたところです。今朝ほど7番推

進委員とお話をお伺いしたり、また、委任を受けているM行政書士に確認したり、所有者の方に確認をしたりしているところですが、現在こちらの方ではどういった話し合いのところで、誰が耕作しているのかこちらの方ではまだ判っていないところでもあります。

4 番 私が懸念するのは、2筆で3反歩あるので、それを綺麗に耕耘して、明日には耕作するような姿である。ヤミとはいえども、そういう耕作者がいるということで、もう少し詳しく調べて後で支障のないようにした方がいいのではないかと。我々は現地では所有権移転で植林をするとのことで、行政書士もそのへんを耕した人は判らないといっているの、やむを得ないとはなしをしたのですが、事務局の方で支障が出ないようにもう少し確認をいただきたいと思います。以上です。

事務局 I 有限会社、所有者の方などに連絡を取ってもう少し調べていこうと思います。

1 番 今の持ち主の I さんは、令和4年に相続している。そんなに日にちが経っていないので、前の令和4年以前の権利関係がないのは確認しているのですが、例えば口約束があったりすると困るので、事務局の方にはお願いしたいところです。

議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について4件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまし
農業委員 て、去る2月24日、申請人 CS さんの 相続財産清算人 弁護士 Y
K さん申請代理人 A行政書士 立ち合いのもと、13番推進委員、私
3番農業委員の2名で現地調査を行いましたので、3番農業委員が報告い
たします。

所有者の CS さんが亡くなられているのですが、相続人がいない
ということで、相続財産の清算をされてる弁護士の事務所があります。そ
の弁護士事務所から依頼を受けているA行政書士さんの立ち合いのもと
で現地調査を行いました。

申請地は伊佐市菱刈川北字立添2829番6、地目は田、地積が3.63㎡で
あります。申請地の同じ敷地内で、生前CSさんが住宅を建てて、その宅
地の一部が、田んぼのまま残っていたという状況であります。申請地は菱
刈中学校から南側に約2kmに位置しており、南側は川内川堤防、東側は
資材置き場、北側は宅地、西側も宅地となっており、住宅地の一部とい
う形になっています。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成7
年6月に、隣接地である2826番4に建物を建築しましたが、この部分が
田んぼのまま残ってしまった。5条申請をするところを失念していたとの
説明でありました。

調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、調査の結果、農地への
復旧は困難であると判断しております。添付書類として、全部事項証明書、
他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願
いします。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番に
ついて、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。
整理番号2番について4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまし

農業委員	<p>て、去る2月24日、申請人 NM さん申請代理人 M行政書士 立会いのもと、1番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人は鹿児島県鹿児島市伊敷に居住する NM さんです。</p> <p>土地の所在地は伊佐市大口原田字原田1064番、地目は畑、地積が1,497㎡であります。所在地は大口酒造株式会社から西方向約800mに位置し、東、南、西側は山林、北側は宅地となっております。非農地となった時期及び理由としましては、周囲は山林と宅地で、平成元年以前から雑木林となっており、耕作は放棄されてきたと思います。調査の結果、既に農地性を喪失しており、申請人も市外住民で耕作しようとする相手もないことから、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。委員の皆様方の審議方よろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議	<p>長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地が決定いたしました。</p> <p>整理番号3番についてですが、この議案は7番農業委員が申請代理人であり、利害関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>それでは、7番農業委員の退席をお願いします。</p> <p>(7番農業委員退席)</p>
議	<p>長 整理番号3番について、10番農業委員の調査報告を求めます。</p>
10番 農業委員	<p>議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして、去る2月24日、申請人代理人 Y行政書士立ち合いのもと、5番推進委員、私10番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、私10番農業委員が報告いたします。</p>

申請人は広島県福山市加茂町字中野にお住まいの KT さんです。
土地の所在地は伊佐市大口大島字本町 819 番 6、地目は畑、現況は宅地、地積が 430 m²であります。申請地の所在地は大島南公民館から東へ約 200 mに位置しており、南側は畑、東側も畑、北側は道路、西側は宅地であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、約 20 年前より養鶏施設が建築され、養鶏を経営されていたが、その後は養鶏をやめて空き家状態になっております。調査の結果、既に農地性を喪失しており、農地への復旧も困難であると 2 名の調査員とも判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様
の審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 3 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号 3 番については許可が決定いたしました。
ここで、7 番農業委員の入室をお願いします。

(7 番農業委員着席)

議 長 7 番委員、整理番号 3 番については許可が決定いたしました。
整理番号 4 番についてですが、この議案は 9 番推進委員が申請代理人であり、利害関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参加できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。
それでは、9 番推進委員の退席をお願いします。

(9 番推進委員退席)

議 長 整理番号 4 番について、11 番農業委員の調査報告を求めます。

1 1 番 議案第 6 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 4 番につきまして、去る 2 月 24 日、申請代理人 ○行政書士立ち合いのもと、11 番推進
農 業 委 員

委員、14 番推進委員、私 11 番農業委員の 3 名で共同調査を行いましたので、11 番農業委員が報告いたします。

申請人は鹿児島県鹿児島市小松原にお住まいの HM さんです。

申請地は伊佐市菱刈下手字浜之場 2459 番 1、地目は田、地積が 491 m² であります。申請地の所在は、第一相互警備から西へ 500m に位置しており、南側は宅地、東側は市道、北側は宅地、西側は山林であり、非農地となった時期及び理由としましては、平成元年から東側の鉄道が市道として整備され、一部市道に編入されたことから、市道から自宅への出入り口の連絡道として、当該田を埋め立てたとのことでした。調査の結果、既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書、位置図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 4 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号 4 番については許可が決定いたしました。ここで、9 番推進委員の入室をお願いします。

(9 番推進委員着席)

議 長 9 番推進委員、整理番号 4 番については許可が決定いたしました。議案第 6 号「非農地証明願」については、4 件の申請のうち 4 件の非農地証明願が決定いたしました。

—————その他—————

議 長 その他、事務局をお願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをご覧ください。2 月の月例報告を致します。5 日

(木)2月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが案件なしのため欠席、24日(火)が現地調査を一斉に行いました。本日27日(金)が第12回農業委員会総会です。

3月の行事予定ですが、5日(木)3月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23日(月)が現地調査予定、27日(金)が第13回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局長 以上で、令和7年度第12回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時20分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会長 会長

伊佐市農業委員 1 番

伊佐市農業委員 2 番